

発議第13号

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年9月29日提出

提出者 高山市議会議員 長 田 安 雄

賛成者 高山市議会議員 蒲 建 一
杉 本 健 三
伊 畠 明 博
小井戸 真 人
松 本 紀 史
谷 澤 政 司
中 田 清 介
藤 江 久 子
小 谷 伸 一
北 村 征 男
松 葉 晴 彦

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書

1分1秒を争う救急医療の“切り札”としてドクターヘリの全国配備が強く望まれています。特に近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うドクターヘリの配備の必要性は高まっています。

日本の現状はドクターヘリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差があります。例えば、1970年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、その後20年間で交通事故による死亡者数を約3分の1にまで劇的に減少させています。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでも概ね15分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制をとっています。

しかし、日本では平成13年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしましたが、現在、岡山、静岡（2機）、千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、長野の9道県10機の運航にとどまっています。導入が進まない要因の一つは、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されています。

特に、高山市のように日本一広い面積に加えて、山間僻地の救命救急に対し現在は陸送の救急車のみの対応で、総合病院までの搬送に要する時間は40分から60分となっています。

そのため、全国配備の推進には、下記の点が必要と考えます。

1. 国と都道府県の責務を明記すること。
2. 国が整備に必要な経費を補助すること。
3. 運航費を支給するなど財政安定化を図ること。

よって国においては、救命救急に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するために、財政基盤の確立を含めて体制整備に必要な措置を図る新法の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

高山市議会